

平成27年2月25日

原子力安全対策課

東通原子力発電所の原子力災害時における住民避難に係る取組み方針について

平成26年7月に原子力災害避難対策検討会を設置し、東北電力（株）東通原子力発電所事故時における住民の広域避難について検討を重ねてきた。その結果を踏まえ今後の取組み方針を整理した。

1 住民の移動対策（別紙）

①全面緊急事態におけるPAZ圏住民の迅速な避難

PAZ圏は放射性物質放出前に迅速な避難が求められる区域である。東通原子力発電所北側の小田野沢地区の住民はむつ市内を經由するため、自主避難者による渋滞に巻き込まれ避難に時間を要することが考えられる。

- 情報連絡、バス等避難手段の調達などの具体的避難の方法について検討する。
- 小田野沢地区住民の迅速な避難実施のため、交通規制や避難経路の複数化について検討する。

②15km圏内住民（東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村）の優先的な避難

15km圏内が避難対象となった場合、避難者が国道279号に集中することによる渋滞が発生し、住民の避難が円滑に行われなくなることが考えられる。

- 避難経路が重複しないように、横浜町及び六ヶ所村は国道279号以外を避難経路とすることを検討する。（15km圏外住民についても同様）
- 15km圏内の住民が優先的に避難するための交通規制について検討する。

③30km圏内住民（対象住民の多いむつ市中心部等）の効率的な避難

むつ市中心部が避難対象となった場合、バスの確保が困難と考えられることや避難車両による国道279号の渋滞により、住民の避難が円滑に行われなくなることが考えられる。

- バスについては必要台数を確保できないため、バス以外の避難手段等について検討する。
- 効率的な避難を実施するため、陸路による避難に併せて、知事からの原子力災害に係る災害派遣要請に基づく海上自衛隊艦船等を活用した海路避難について検討する。また、民間船舶を活用した海路避難についても検討する。

- 陸路による避難については、渋滞が予測される交差点等の交通規制について検討する。

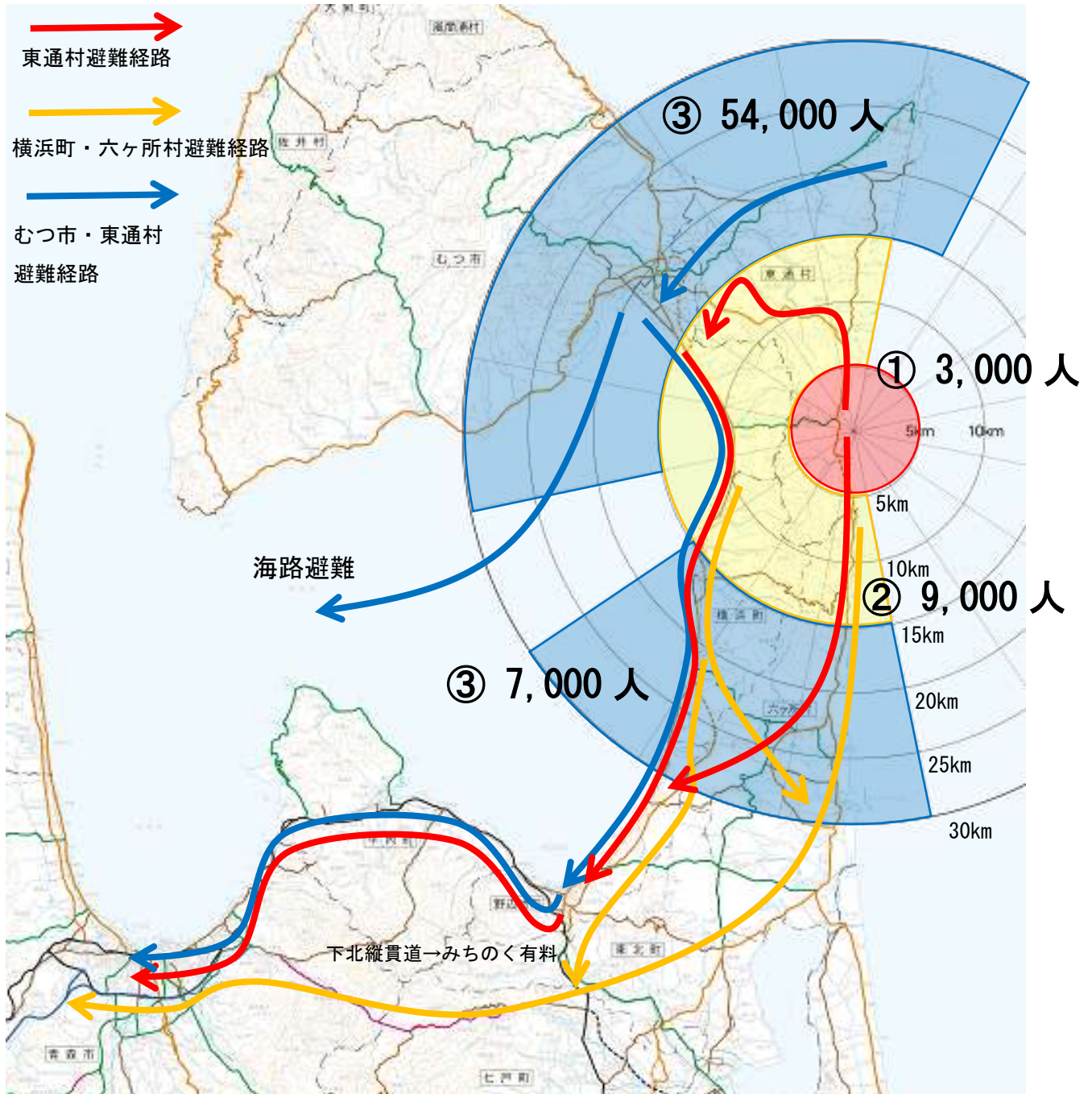
2 情報連絡体制

- 避難中の住民に対しての情報提供（手段、内容）について検討する。
- 「東通原子力発電所に係る原子力災害発生時の情報連絡体制（案）」について、原子力災害発生時に関係機関が手順書として活用できるように整理する。

3 避難住民の受入体制

- 避難所の開設から受入れ、その後の住民の生活を具体的に想定し、実際の避難所となる施設の図面等を用いて避難所開設シミュレーションを行う。
- このシミュレーションにより、
 - ①避難所における収容人数確認や駐車場の確保を検討する。
 - ②避難所の開設・運営に必要な要員、役割、資機材等の事項について課題を抽出し、検討・整理する。

東通原子力発電所の原子力災害時における
住民避難に係る取組み方針について



- ① 全面緊急事態（放射性物質放出前）におけるP A Z圏内住民の迅速な避難
 - ・ P A Z圏の具体的避難方法の検討
 - ・ 小田野沢地区住民の迅速な避難のための交通規制や避難経路複数化の検討
- ② 15 km圏内住民（東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村）の優先的な避難
 - ・ 避難経路重複の見直し
（横浜町、六ヶ所村の住民は国道279号以外を利用）
 - ・ 15 km圏内の住民が優先的に避難できる交通規制の検討
- ③ 30 km圏内住民（むつ市中心部含む）の効率的な避難
 - ・ 交通渋滞への対応を考慮した海路避難の検討